



福岡医発第 1727 号 (地)

令和 5 年 10 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

ファイザー社ワクチン (1 価 : 起源株・2 価 : 起源株 / オミクロン株) 及び
モデルナ社ワクチン (2 価 : 起源株 / オミクロン株) の廃棄について

今般、標記の件について、別添のとおり厚生労働省より日本医師会を通じて連絡がありました。

本件は、本年 9 月 20 日以降の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種においては、ファイザー社ワクチン (1 価 : 起源株・2 価 : 起源株 / オミクロン株) 及びモデルナ社ワクチン (2 価 : 起源株 / オミクロン株) は使用しないことから、これらのワクチンについて、有効期限の到来前であっても、自治体において廃棄するよう連絡するものです。

なお、モデルナ社ワクチン (1 価 : 起源株) は、令和 5 年 2 月 11 日をもって、すべて有効期限が到来しております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也

会長 島田昇二郎

日医発第 1136 号（健Ⅱ）
令和 5 年 9 月 21 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菡 敏

ファイザー社ワクチン（1 価：起源株・2 価：起源株／オミクロン株）及び
モデルナ社ワクチン（2 価：起源株／オミクロン株）の廃棄について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本事務連絡は、本年 9 月 20 日以降の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種においては、ファイザー社ワクチン（1 価：起源株・2 価：起源株／オミクロン株）及びモデルナ社ワクチン（2 価：起源株／オミクロン株）は使用しないことから、これらのワクチンについて、有効期限の到来前であっても、自治体において廃棄するよう連絡するものです。

なお、モデルナ社ワクチン（1 価：起源株）は、令和 5 年 2 月 11 日をもって、すべて有効期限が到来しております。
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

（参考）
厚生労働省 HP 新型コロナワクチンの有効期限の取扱いについて：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kigen.html

事 務 連 絡
令和5年9月19日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

ファイザー社ワクチン（1価:起源株・2価:起源株/オミクロン株）及びモデルナ社ワクチン
（2価:起源株/オミクロン株）の廃棄について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年9月20日以降の初回接種及び令和5年秋開始接種においては、オミクロン株XBB.1.5
対応1価ワクチンを使用することとし、同日以降ファイザー社ワクチン（1価:起源株・2価:起源
株/オミクロン株）及びモデルナ社ワクチン（2価:起源株/オミクロン株）については使用しな
いこととされたことを踏まえ、下記のとおり御連絡いたします。

各都道府県及び市町村(特別区を含む。)におかれましては、本事務連絡に基づいてワクチンを
適切に廃棄していただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

ファイザー社ワクチン（1価:起源株・2価:起源株/オミクロン株）及びモデルナ社ワクチン
（2価:起源株/オミクロン株）については、有効期限の到来前であっても、自治体において適
切に廃棄するようお願いいたします。

※ なお、モデルナ社ワクチン(1価:起源株)は、令和5年2月11日をもって、すべて有効期限が
到来しています。